

第1章 「摂津市緑の基本計画」とは

1 計画の改定にあたって

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条1項に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、緑とオープンスペース[※]に関する総合的な計画です。

地域や住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、緑のもつ様々な機能・役割をふまえ、中長期的な視点に立ち、その区域内における緑の保全及び緑化の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現に向けた取り組み等を定める計画です。

公的な緑だけでなく、市民や企業の緑化活動など民有地の緑化や緑地の保全、また担い手となる人づくりとして、緑化意識の向上・普及啓発等のソフト面も含めた、緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

(2) 中間総括

旧計画は、「はな・みどり・みずのまち・さわやか摂津」を基本理念・緑の将来像にかかげ、目標年次（平成32年）における都市公園等の施設整備の緑の目標量（施設整備面積171ha）と都市計画区域における緑の目標量（市域面積の約20%）を定めています。

公園・緑地の整備によって目標量を確保するため、ふれあいづつみなどの整備を行いました。市街化の進展による整備用地の確保の困難さに加え、長引く景気の低迷による行財政改革の必要性や、整備に係る補助金の見直しなど、財源の確保も難しくなり、そのため、計画に位置付けられている公園の整備はすすんでいないのが現状です。

また、市街化区域内の農地については、宅地化や生産者の高齢化による農地の減少に歯止めがかからず、今後は、生産緑地[※]指定されている農地においても、平成34年に指定後30年を経過することから制限が解除され、より一層の減少が見込まれます。このような公園・緑地並びに農地の状況を見ると、緑の目標量を達成することは困難となっています。

しかし一方では、計画の方針に沿って花壇の整備をすすめるなか、花苗を種から育てる鶴野苗圃[※]を拠点に、実践を通じて花の知識を伝える人材の育成を行い、知識を学んだ人や緑に関心のある市民との連携により、まちかどや公園で四季おりおりの花が見られるよう、花壇の管理に取り組んでいます。季節の花が市民の目にふれることにより、花に対する関心が生まれ、市民との協働による花壇活動の形が築かれています。

都市緑地法…58ページ参照

オープンスペース…56ページ参照

生産緑地…57ページ参照

苗圃…58ページ参照



これからの緑のまちづくりには、地域で花を育てる人と見て楽しむ人との緑の大切さの理解を深めることで様々な場所に花壇活動を広げ、花が増えることで生活にうるおいを与え、人との関わりの輪を広げる仕組みを創造し、市域全体の緑の質の向上をはかることが必要です。

(3) 計画改定の背景

計画策定から15年が経過し、本市の緑を取り巻く状況も大きく変化していることから、中間見直しとして、時代の変化に対応した新たな緑のまちづくりに向けた考え方や取り組みの方向性を明らかにするために、「摂津市緑の基本計画」の改定が必要となりました。

① 緑をめぐる社会情勢・要請の変化

地球温暖化^{*}防止・ヒートアイランド現象^{*}への対策、生物多様性^{*}保全への配慮、地域の振興や活性化などに貢献する地域を美しく魅せる緑づくり、また阪神・淡路大震災、東日本大震災など大規模地震や異常気象などの災害を防災・減災につなげる緑の機能向上など、緑に求める機能や役割も大きくなっています。

② 地域の実情に応じた緑の保全・創出の仕組み等の要請

平成16年の都市緑地法、都市公園法^{*}の改正により、民間施設の緑化やボランティア活動などの施策や取り組みを位置づけ、計画的に緑の保全・創出する制度が充実され、特に本市のように市街化のすすんだ地域では、実状に応じた緑をつくりだすことを施策として展開することを目的とした基本計画を策定できることとなりました。

③ 「みどりうるおう環境を大切にすまち」をまちづくり目標とした 第4次総合計画

本市においても、平成23年に「第4次摂津市総合計画」が策定され、まちづくりの目標の1つに「みどりうるおう環境を大切にすまち」をかかげ、水と緑に親しめるまちを目指し、本市の貴重な資源である河川を生かした自然に親しめる憩いの空間づくり、市民のにぎわいの場としての活用、また誰もが安全に安心して利用できるよう公園・緑地の整備、市民ニーズをふまえた多機能で魅力ある憩いの場として充実を図っていくこととしています。

地球温暖化…58 ページ参照
生物多様性…57 ページ参照

ヒートアイランド現象…58 ページ参照
都市公園法…58 ページ参照



④ 市民・事業者の緑に対する意識の変化

計画の改定にあたり実施した市民アンケート調査、活動団体・事業者ヒアリング結果から次の6点を確認しました。

④-1 市民要望が高い緑・公園・道路緑地帯等（街路樹含む）の充実

市民アンケートで要望の高い緑は、「街路樹」と「公園の緑」となっています。市街化の進展や道路状況を考慮すると、緑の面積的な増加を視野に入れつつも、より多く見せる、より快適に感じさせる工夫が求められています。

④-2 河川・水路等の親水空間[※]の創出

市民アンケートでは本市のシンボルとして淀川河川公園、さくらづつみ・新幹線公園、安威川・大正川等の河川空間が高い評価を得ています。親水空間を本市の個性として積極的に活用していくことが求められています。

④-3 地球環境・生物多様性の回復

市民アンケートでは河川・水路の植物や魚・水生生物との共存が求められています。地球環境を意識した水辺・緑の保全・創出、生物多様性の取り組みはこれからの時代、必要な視点となってきます。

④-4 防災・減災意識の向上

阪神・淡路大震災、東日本大震災など大規模地震以降、防災対策の必要性の高まり、災害時の減災への機能、一時的な避難空間としての機能、災害後の復旧・復興における機能など、緑の防災・減災機能の重要性が増してきています。

④-5 緑の学習、人材（担い手）育成

緑を創出すると維持管理が必ず伴います。これからの時代、維持管理を考慮した緑づくりが必須であり、緑に関わる人材（担い手）育成が求められるとともに、地域環境に対する市民の関心の高まり、花や緑に触れ、楽しみ、学ぶ機会の拡充が求められています。

④-6 市民・事業者参加による公園・緑地の再生・管理

市民アンケートでは市民の公園利用は世代によって特徴づけられ、それぞれニーズが異なります。公園を市民に継続的に活用してもらうために、ニーズに応じた再生・管理が求められます。



(4) 計画の位置付け・役割

1) 計画の位置付け

本計画は、国や大阪府の関連計画等をふまえ、「第4次摂津市総合計画」を上位計画として、「摂津市都市計画マスタープラン」、「摂津市地球温暖化防止地域計画」などの関連計画と連携を図っていく全市的な計画です。

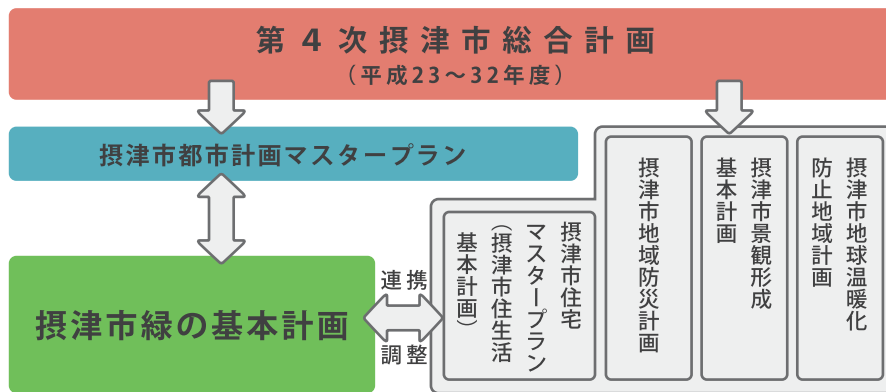


図 本計画の位置付け

2) 計画の役割

本計画の役割は以下のとおりです。

- 緑のまちづくりに関する基本的な考え方を示します。
- 緑の将来あるべき姿を市民・事業者・行政で共有し、その実現に向けて市民・事業者とともに具体的な取り組みを定めます。
- 緑化の具体的な取り組みを市民・事業者・行政が協働で取り組むため、計画の進行管理を行います。

(5) 計画期間

本計画は、「第4次摂津市総合計画」及び「摂津市都市計画マスタープラン」との整合をはかり、概ね10年後の平成37(2025)年度を目標年次、平成32(2020)年度を中間年次とし、平成26(2014)年度から平成37(2025)年度までを計画期間とします。

(6) 計画対象区域

計画対象区域は、現在の都市計画区域(摂津市全域 1,488ha)とします。

市街化区域	1,349ha
市街化調整区域	139ha
計(都市計画区域)	1,488ha



2 対象とする緑の範囲と機能

(1) 「緑」とは

旧計画では、計画対象とする緑を公共性・法的担保性[※]が高い「緑地」（施設緑地[※]、地域制緑地[※]）とし行政主導で公園・緑地の整備に取り組んできました。

本計画では、これまでの「緑地」に加え、「緑化空間[※]」と「市民・事業者による緑化活動」を対象とします。

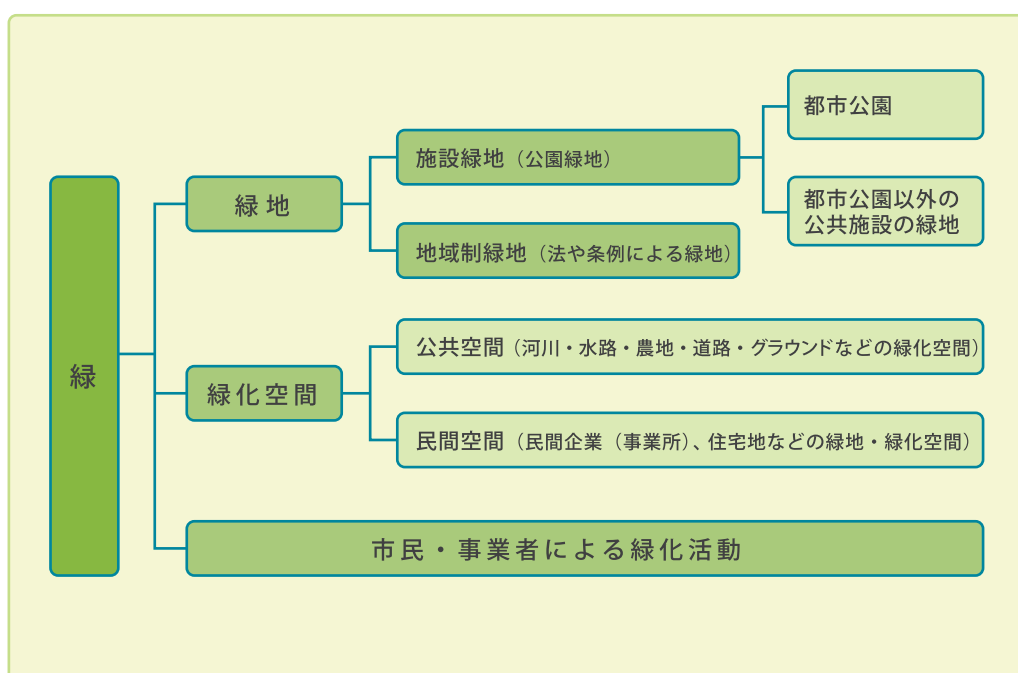


図 本計画が対象とする「緑」



都市公園



公共空間（河川）



民間空間

法的担保性…59 ページ参照
地域制緑地…58 ページ参照

施設緑地…57 ページ参照
緑化空間…59 ページ参照



(2) 「緑」に期待する機能

私たちは、暮らしの様々な場面で「緑」から恩恵を受けています。緑は、私たちの暮らしを支える多様な機能を有しており、安全で快適な住環境の創出や、魅力あふれるまちづくりにも寄与しています。本計画では、緑の創出と保全・活用により次の5つの機能を期待します。

① 環境保全機能

- ・ 緑は、様々な生き物の生育・生息の場となり、人と自然の共生をはかります。
- ・ 緑は、光合成により空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を提供することで、大気の浄化や地球温暖化の抑制に寄与します。
- ・ 緑は、緑陰を提供し、周辺の気温の上昇を抑制し、ヒートアイランド現象の緩和にも役立っています。

② 暮らし・文化・レクリエーション※機能

- ・ 緑は、市民の身近な憩いの場、趣味・活動の場となり、健康の維持・増進に寄与します。
- ・ 緑は、季節の移ろいを感じることができ、人々に心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにしてくれます。

③ 防災機能

- ・ 緑は、地震や火災時に、一時的な避難場所や防災活動空間を提供します。
- ・ 緑は、保水機能などにより、洪水や都市水害の防止などに役立ちます。

④ 景観構成機能

- ・ 緑は、都市の景観にうるおいを与えてくれるとともに、都市の魅力向上に役立っています。
- ・ 緑は、まちの個性を形成し、歴史・文化などを今に伝えるなど、郷土意識や愛着心を芽生えさせます。

⑤ 地域コミュニティ※活動の活性化

- ・ 緑は、維持管理が欠かせず、地域の緑は、地域によって支えられています。
- ・ 緑は、地域コミュニティの活性化につながります。

レクリエーション…59ページ参照

コミュニティ…57ページ参照

